

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害等リスク

(地震災害)

東大阪市で想定される地震災害は下表のとおりである。

想定地震		生駒断層帯地震	南海トラフ巨大地震	上町断層帯地震A	上町断層帯地震B	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震
項目	全壊棟数	64,328棟	11,142棟	29,919棟	5,559棟	660棟	649棟
	半壊棟数	34,924棟	36,627棟	30,856棟	10,624棟	1,570棟	1,506棟
建物被害計		99,252棟	47,769棟	60,775棟	16,184棟	2,230棟	2,155棟
炎上出火件数		47(94)件	19件	13(27)件	1(3)件	0(0)件	0(0)件
死者		2,364人	72人	577人	25人	0人	0人
負傷者		7,999人	3,300人	8,169人	2,940人	408人	336人
罹災者数		336,011人	40,625人	193,018人	47,452人	6,988人	6,026人
避難所生活者数		97,444人	24,375人	55,976人	13,762人	2,027人	1,748人
ライフライン	停電	216,740軒	9,090軒	102,827軒	16,917軒	2,772軒	2,630軒
	ガス供給停止	236千戸	36千戸	236千戸	32千戸	0千戸	0千戸
	水道断水	44.6万人	27万人	30.3万人	15.6万人	8.3万人	3.5万人
	固定電話不通 (加入者数)	94,136	8,024	12,551	12,551	6,973	6,973

【資料】東大阪市地域防災計画 (<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000035845.html>)

注) 出火件数は地震後1時間の件数( )は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害(早朝)・火災(夕刻、超過確率1%風速)・交通被害(朝ラッシュ時)によるものの合計・南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会による推計

(風水害)

東大阪市は、大阪府東部の内陸部に位置し、西は大阪市に、南は八尾市に、北は大東市に隣接し、東は生駒山を境に奈良県と隣接している。生駒山地の傾斜地を除いて大部分が起伏の少ない標高5m前後の平坦部が広がっており、恩智川、第二寝屋川が南から北に流れ、寝屋川を経て大阪湾に注いでいる。本市は寝屋川流域に位置しており、寝屋川流域の約3/4は雨水が自然に河川に流れ込まない内水域であり、さらに雨水の出口は寝屋川の京橋口1ヶ所であるため内水氾濫や外水氾濫が発生する可能性がある。

また、地震や豪雨により発生可能性がある、生駒山地、山麓付近の傾斜地崩壊危険箇所及び建築基準法で定められる災害危険区域での崖崩れ、土石流危険渓流からの土石流、山地災害危険地区からの土砂流出や山腹の崩壊、宅地造成工事規制区域における崖崩れや土砂の流出が想定される。

【資料】東大阪市地域防災計画 (<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000035845.html>)

(その他)

本市には、近畿自動車道や阪神高速道路 13 号東大阪線、第二阪奈道路などの自動車専用道路の他、大阪外環状線（国道 170 号）や大阪中央環状線（府道 2 号）、国道 308 号などの幹線道路が存在する。このような道路では、多重衝突事故等の大規模な事故の発生が懸念される。

また、鉄道では J R 学研都市線、J R おおさか東線、大阪メトロ中央線やそれに続く近鉄けいはんな線、さらに近鉄大阪線や近鉄奈良線等の路線がある。鉄道での災害は、衝突や脱線、転覆、トンネル内での火災等の事故の発生が懸念される。

本市では空港は無いものの、近郊の八尾空港や大阪伊丹空港などが有り、本市上空に主要な航空路が設定されているため、航空機の墜落等も考慮する必要がある。

【資料】東大阪市地域防災計画 (<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000035845.html>)

(感染症)

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生を阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内へ侵入は避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、医療提供体制のキャパシティを超え、社会機能や経済活動の様々な混乱を引き起こし、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【資料】東大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画 (<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000012815.html>)

## 2) 商工業者の状況

東大阪市の企業数・小規模事業者数(者)

- ・事業者数 24,408 者
- ・小規模事業者数 16,876 者

(出典：令和 3 年経済センサス活動調査)

## 3) これまでの取組

<東大阪市の取組>

- ・東大阪市国土強靱化地域計画の修正
- ・東大阪市地域防災計画の修正
- ・東大阪市災害時受援計画の修正
- ・東大阪市業務継続計画（BCP）の修正
- ・東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画の修正
- ・東大阪市防災ハザードマップ（寝屋川流域における洪水リスク表示図・土砂災害警戒区域図、大和川・淀川浸水想定区域図、ため池浸水想定区域図）の作成および配布
- ・東大阪市防災ハザードマップ(複数の降雨規模による氾濫を想定)の作成および公表
- ・東大阪市総合防災訓練の実施

<東大阪商工会議所の取組>

- ・事業者向け BCP セミナーの開催
  - 令和 3 年 11 月 11 日「中業企業向け BCP 策定セミナー」～自然災害に備えよう～
  - 令和 4 年 11 月 29 日「中小企業のための自然災害や感染症に負けない強い組織づくり」～BCP（事業計画）を策定しよう～
  - 令和 5 年 11 月 28 日「中小企業向け事業継続計画策定セミナー」～今から始めるリスクマネジメント～
  - 令和 6 年 6 月 4 日「中小企業向け事業継続計画(BCP)策定セミナー」
  - 令和 7 年 6 月 12 日「中小企業向け BCP 策定セミナー」

～今から始めるリスクマネジメント～

- ・災害時における特別相談窓口の設置
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・「ビジネス総合保険制度」「業務災害補償プラン」等の商工会議所の各保険制度の加入促進。
- ・令和 5 年 7 月「東大阪市内企業の BCP（事業継続計画）策定状況に関するアンケート」を実施し、集計結果を情報発信。

② 課題

- ・地区内事業者に対して、BCP に関する指導・助言できる程度の知識・ノウハウを有する経営指導員が不足している。

③ 目標

- ◎ 実施期間中における事業者 BCP 策定支援事業者数の目標：計 200 事業者

令和 8 年度：40 事業者  
令和 9 年度：40 事業者  
令和 10 年度：40 事業者  
令和 11 年度：40 事業者  
令和 12 年度：40 事業者

- ◎ 地区内の小規模事業者に対し自然災害や感染症、情報セキュリティ等に関するリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する事業者数の目標：計 32,500 事業者

令和 8 年度：6,500 事業者  
令和 9 年度：6,500 事業者  
令和 10 年度：6,500 事業者  
令和 11 年度：6,500 事業者  
令和 12 年度：6,500 事業者

1. 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、東大阪市と東大阪商工会議所、及び関係団体と構築した連携体制を維持し、必要に応じて改善する。
2. 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、東大阪市と東大阪商工会議所との間における被害情報報告・共有ルートを維持し、必要に応じて改善する。
3. 地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、経営指導員が外部の専門家等と連携してセミナーや個別指導で助言する。
4. 経営指導員の事業継続力に関する知識を強化する。

④ その他

東大阪商工会議所の事業継続計画の有無：有

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

※本計画は「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく計画ではありますが、市内中小企業者が実効性のある BCP を策定していくための支援を行うため、小規模事業者に限定するものではありません

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

東大阪市と東大阪商工会議所は、役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

## 1) 事前の対策

東大阪市と東大阪商工会議所は、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

### a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・東大阪市と東大阪商工会議所は、市広報や会報、ホームページ、メールマガジン等において国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を含めた情報提供などを行う。
- ・東大阪市は、ハザードマップを国や大阪府による災害リスクの見直しに合わせて更新し、最新の情報を周知する。
- ・東大阪市と東大阪商工会議所は、ハザードマップ等を用いながら事業者立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

### b) 小規模事業者に対する事業者 BCP 策定支援

- ・東大阪商工会議所は、事業者 BCP 策定セミナーを実施し、地区内の事業継続計画 (BCP) 策定を支援する。
- ・東大阪市は窓口相談にて要望のあった事業所へ事業者 BCP 策定の専門家を派遣する。
- ・東大阪商工会議所は、巡回・窓口相談を通じて、事業者 BCP の策定、大阪府が提供する簡易版事業継続計画 (BCP) 様式による策定支援を行う。

### c) 地域内事業者の事業者 BCP 取組状況の把握

- ・東大阪商工会議所は、経営指導員による企業巡回やセミナー開催など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者 BCP 策定・取組状況を確認する。

### d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・東大阪市と東大阪商工会議所の連絡ルートの確認等を行う（訓練は、大阪府が府域全体で実施する訓練等と合わせて、必要に応じて実施する）。

### e) 商工会議所自身の事業継続計画の策定等

- ・現在、東大阪商工会議所の事業継続計画は策定済みで、災害対策本部メンバーリスト、参集メンバーリスト、役職員安否情報等確認リスト等は作成しており、災害時の緊急連絡網は構築できている。

### f) 関係団体等との連携

- ・大阪府商工会連合会と連携し、大阪府商工会連合会が実施している事業継続計画策定支援事業の専門家派遣を行い、事業継続計画等の策定支援を行う。

### g) フォローアップ

- ・東大阪市と東大阪商工会議所は、当計画の進捗状況の確認や改善点等について、必要に応じて協議する機会を設ける。

## 2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### a) 応急対策の実施可否の確認

発災後 24 時間以内に商工会議所職員の安否報告を行う。

東大阪商工会議所の職員安否情報等確認リストを基に、職員の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋 被害や道路状況等）等を東大阪商工会議所が、東大阪市と

連携・共有する。

**b) 応急対策の方針決定**

- ・東大阪商工会議所が、東大阪市と連携し、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・自然災害発生の際は、災害対策本部を設置し、東大阪商工会議所が策定した勤務可能者リストを基に、至急参集職員が参集し、東大阪市と連携し、応急対策に取り組む。なお、職員自身の目視で命の危険を感じる災害の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合は、大阪府商工会議所連合会「大規模自然災害時に際しての連携支援に関する取り決め」により、他の地域からの応援職員の派遣、物資の提供等を受け、応急対策に取り組む。
- ・大阪府商工労働部が定める「被害状況報告の流れ・様式」に基づき、大まかな被害状況を確認し、下記の連絡の頻度に合わせて情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地域内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地域内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない地域については、大規模な被害が生じているものとする。

**c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度**

- ・本計画により東大阪市と東大阪商工会議所は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回共有する
1週間後～	地区内中小企業の被害状況に応じて、必要に応じて共有する

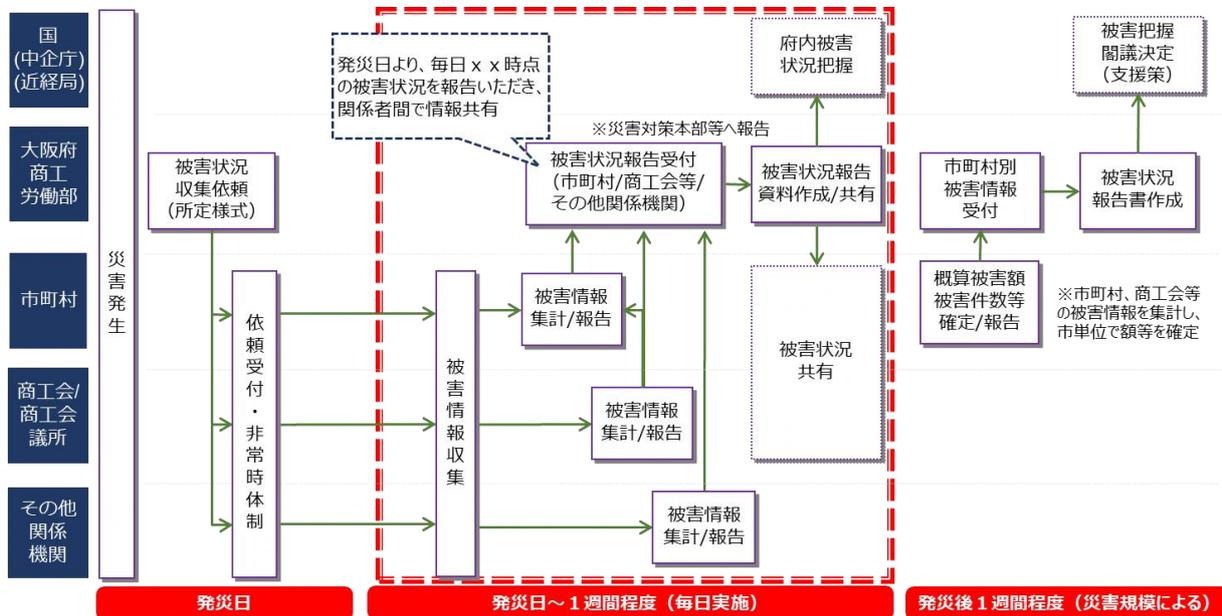
**3) 発災時における指示命令系統・連絡体制**

- ・東大阪商工会議所は、自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・東大阪市と東大阪商工会議所は、2次被害等を防止するため、被災地域で行う活動について決める。
- ・東大阪市と東大阪商工会議所は地区内小規模事業者の被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、大阪府商工労働部が定める方法に基づき、被害状況（被害額等）を共有する。
- ・東大阪市と東大阪商工会議所で共有した情報は、大阪府商工労働部が定める方法にて、東大阪市及び東大阪商工会議所より大阪府へ報告する。

## 被害状況報告フロー

### ■ 被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告（1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。）



#### 4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・ 東大阪商工会議所は、地区内中小企業の災害被害の状況を踏まえて、必要に応じて相談窓口を安全性が確認された場所において設置する。加えて、国の依頼を受けた場合は、国が定める特別相談窓口を設置する。
- ・ 東大阪商工会議所は、東大阪市と連携し、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や大阪府、東大阪市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ当所ホームページ、東大阪市ホームページ等広報媒体で周知する。

#### 5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・ 国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、大阪府商工会議所連合会「大規模自然災害時に際しての連携支援に関する取り決め」により、他の地域からの応援職員の派遣、物資の提供等を受け、応急対策に取り組む。

#### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

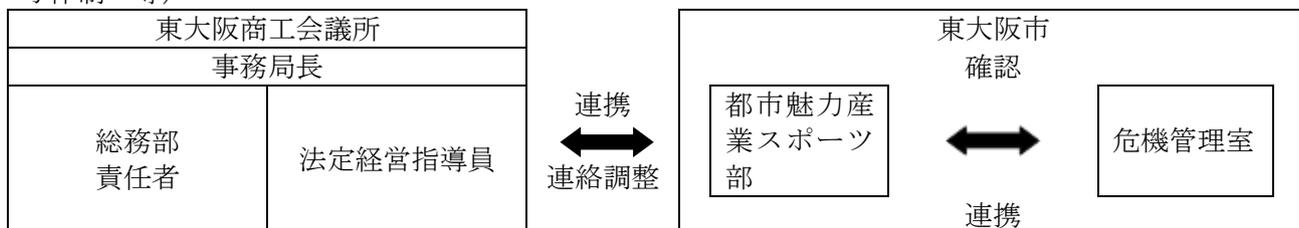
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 石井 康夫 (連絡先は下記(3)①本所参照)  
経営指導員 中澄 寛繁 (連絡先は下記(3)①東支所参照)  
経営指導員 松本 元成 (連絡先は下記(3)①本所参照)  
経営指導員 久利 駿介 (連絡先は下記(3)①本所参照)  
経営指導員 堀古 陽寛 (連絡先は下記(3)①東支所参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※ 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会議所 関係市町村 連絡先

① 商工会議所

東大阪商工会議所 本所  
〒577-0809 東大阪市永和2丁目1番1号  
TEL:06-6722-1151 FAX:06-6725-3611  
E-mail: [info@hocci.or.jp](mailto:info@hocci.or.jp)  
東大阪商工会議所 東支所  
〒579-8048 東大阪市旭町2番23号  
TEL:072-984-1151 FAX:072-984-1131

② 関係市町村

東大阪市 都市魅力産業スポーツ部 産業総務課  
〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号  
TEL:06-4309-3174 (直通) / FAX:06-4309-3846  
E-mail: [sangyosomu@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:sangyosomu@city.higashiosaka.lg.jp)  
東大阪市 危機管理室  
〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号  
TEL:06-4309-3130 (直通) / FAX:06-4309-3858  
E-mail: [kikikanri@city.higashiosaka.lg.jp](mailto:kikikanri@city.higashiosaka.lg.jp)

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【 東大阪商工会議所 】

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	200	200	200	200	200

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・大阪府補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【東大阪市】

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
・専門家相談	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<b>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</b>
大阪府商工会連合会 会長 上村 一彦 氏 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋 2-5 マイドームおおさか 6 階 TEL:06-6947-4340 FAX:06-6947-4343 Eメール: shokoren@osaka-sci.or.jp
<b>連携して実施する事業の内容</b>
事業継続計画 (BCP) 策定支援事業 大阪府商工会連合会が実施している事業継続計画策定支援事業の専門家による策定支援
<b>連携して事業を実施する者の役割</b>
当所が実施する BCP 策定支援の一環として、平成 27 年度から連携している大阪府商工会連合会が実施する「事業継続計画 (BCP) 策定支援事業」の専門家支援を活用することによって、「事業継続計画」の策定、大阪府が提供する簡易版 BCP の策定に係る個別のアドバイス等を受けることが可能となり、円滑に事業者が BCP を策定することができる。
<b>連携体制図等</b>